

新型コロナウイルス感染が確認されたことに伴う保育所等の対応について

令和2年7月10日
伊佐市役所こども課

保育所等の新型コロナウイルス感染症への対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日）」等に基づき国から示されているところです。

今般、伊佐市内で新型コロナウイルス感染が確認されたことに伴い、本市の考え方について、7月8日付けで次のとおり保育所等に通知しておりますのでお知らせします。

感染者が確認された場合の対応については、感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。濃厚接触者と特定された方については、速やかに感染者を把握する観点から全員にPCR検査を行う方針とされています。

今回、7月3日、本市において1例目となる新型コロナウイルス感染者が確認されましたが、この濃厚接触者20名について、PCR検査を実施したところ、7月4日までに20名全員が陰性であったことは、既に市のホームページでお知らせしているところです。

また、保護者が濃厚接触者と特定されて、検査の結果が陰性の方の場合、濃厚接触者本人には保健所から14日間の自宅待機が指示され、その間は仕事等へ行くことはできません。

しかし、検査結果が陰性となった濃厚接触者と同居する家族については、感染している可能性は非常に低いと認められるため、普段どおり仕事や保育所等に行くことに制限はありません。（以上については、大口保健所に確認済みです。）

以上のことから、本日現在、伊佐市で感染が拡大している状況とはいえ、また濃厚接触者の家族の子どもの登園の自粛を強制することは、感染に関する誤解や偏見に基づく差別にあたる可能性がありますので、そのような対応は絶対にしないでください。

今後も公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めてくださいますようお願いいたします。

引用元：令和2年7月8日付け、伊佐市役所こども課

「新型コロナウイルス感染が確認されたことに伴う保育所等の対応について」

【問合わせ先】

伊佐市こども課子育て支援係

電話 0995-23-1311（内線1218）

メール f-kosodate@city.isa.lg.jp